

社会学研究科院生 各位

2017年度院生教材費によるコピーカードの支給について

社会学研究科では、院生の教材等の印刷に関する補助として、教材費によるコピーカードの支給を行っています。コピーカードの利用にあたっては、以下の利用目的、利用方法等を確認してください。

なお、本サービスは2018年度より見直しの方向で検討しています。

<利用目的>

大学院の正課に関わるレジュメ、資料文献等の印刷に利用してください。正課以外の目的で印刷に利用することはできません。

<利用方法>

- ①院生クラス会は前期課程および後期課程の代表者各1名を選出してください。
- ②上記①の代表者は、産業社会学部事務室（教員用窓口）にて学生証を提示のうえ貸出帳へ必要事項を記入し、コピーカードの支給を受けてください。
- ③コピーカードの度数が終了した場合は、使用済みのコピーカードを事務室に返却し新しいコピーカードの支給を受けてください（上記①の代表者以外の者でも可）。
コピーカードの返却がない場合は、新しいコピーカードの支給を行いません。
- ④コピーカードは利用の都度、事務室へ返却する必要はありませんが、紛失することがないよう院生クラス会で責任を持って管理してください。
- ⑤コピーカードの不正利用や紛失等があった場合は、支給を取りやめることもありますので注意してください。

以上